



# 国出先機関の事務・権限移譲に関する メリット等の事例

平成23年11月14日  
関西広域連合 本部事務局

※本資料は、今後の法令改正等の制度改正や府県事務との調整等が必要であることを前提に、国出先機関を関西広域連合へ移管することにより実現が可能と考えるメリットを参考として示すものである。

## 国出先機関の事務・権限移譲に伴うメリット

現状

### ①国と地方の二重行政

道路、河川、産業振興行政など国出先機関の事務には地方との類似事務が多い。

### ②地域・住民ニーズに柔軟に対応できない

国出先機関はあくまでも中央省庁の下部組織であり、また縦割りにより非効率。

### ③住民ガバナンスの欠如

国出先機関は所在地の首長や議会の権限が及ばず、又地域住民の目も届きにくい。



## 関西広域連合に移管

### 1. 地域ニーズの反映、行政サービスの向上

- ・二重行政や縦割り行政を排除し、住民ガバナンスの下で地域のニーズに対して機動的かつ柔軟な対応が可能に。
- ・環境、まちづくり、観光など多岐にわたる府県が取り組む施策とともに、総合的に対応することにより事業効果を高めることが可能に。

### 2. 行政効率の向上

- ・住民ガバナンスによるチェック機能が働き、行政の透明性・公平性が向上。➡無駄の排除に！
- ・類似業務の集約、整理により業務の効率性、専門性が向上。  
窓口のワンストップ化も可能となり住民の利便性が向上。

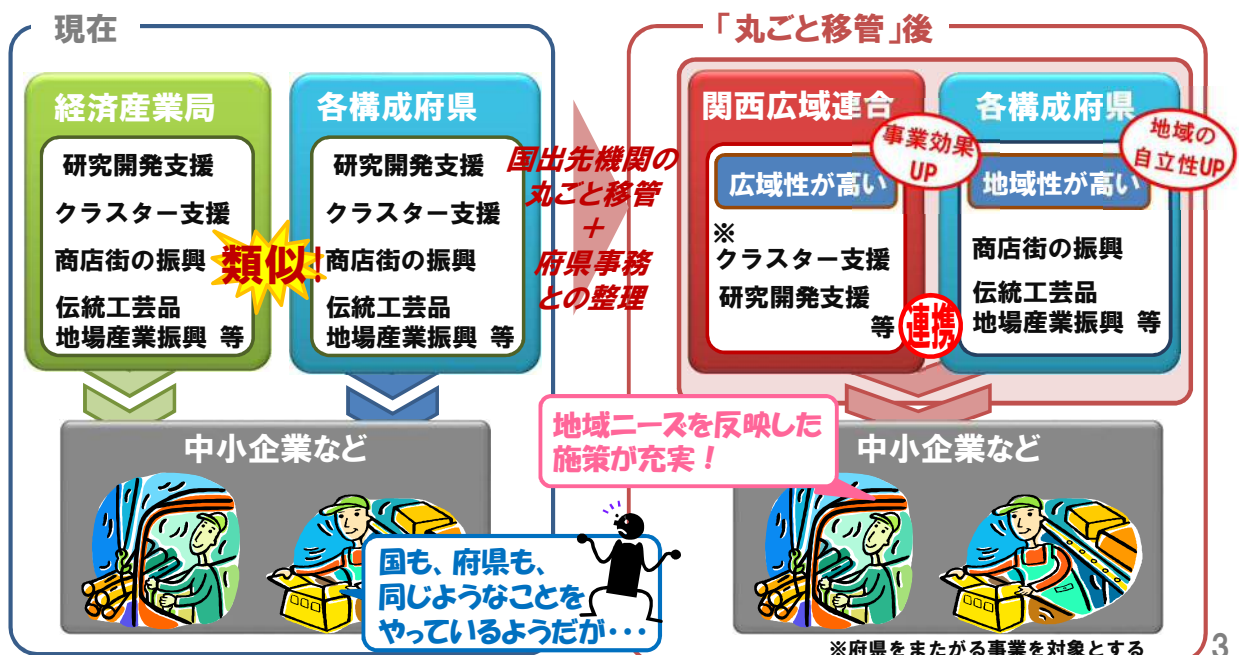


# ① 経済産業局 関連

## 効果的な産業政策の展開

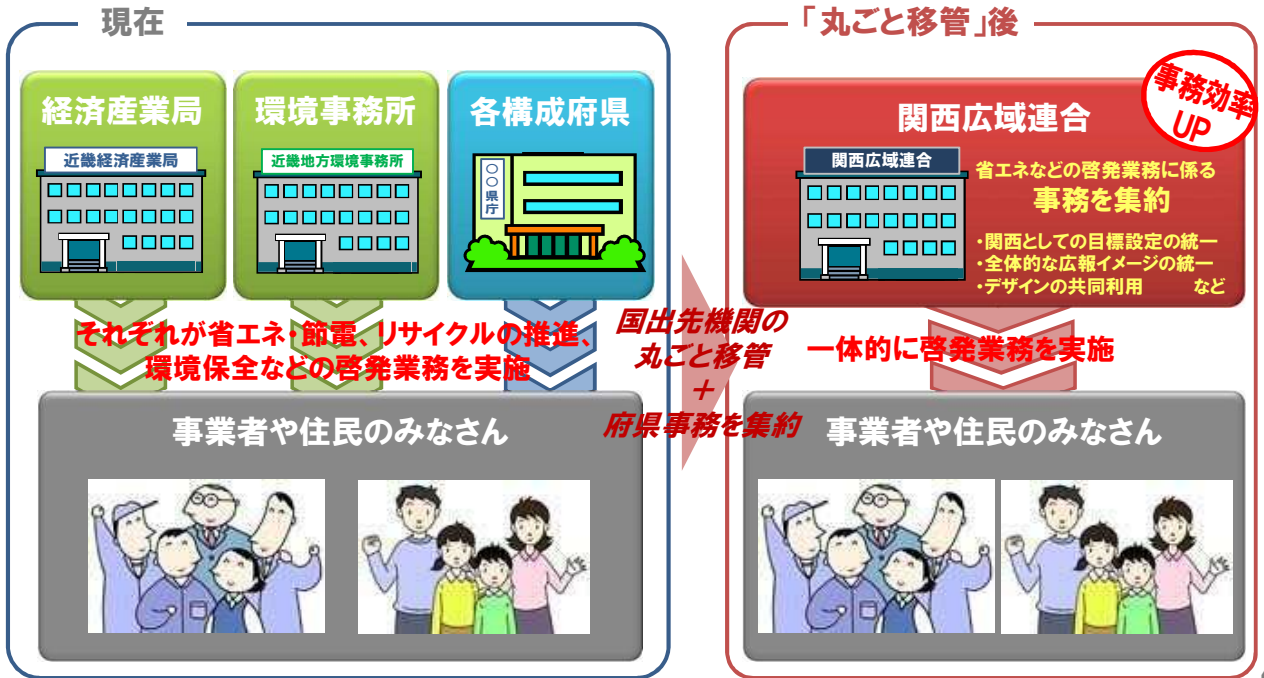
## 経済産業局

- 近畿経済産業局が実施している産業施策の中には、府県が実施しているものと類似しているものがある。
- 「丸ごと移管」後、広域で実施した方がメリットが高いものについては広域連合に集約。関西としての事業効果がUP！
- 地域性が高いものについては府県に移譲・実施することにより、地域の自立性が高まり、地域のニーズを反映した施策が充実する。



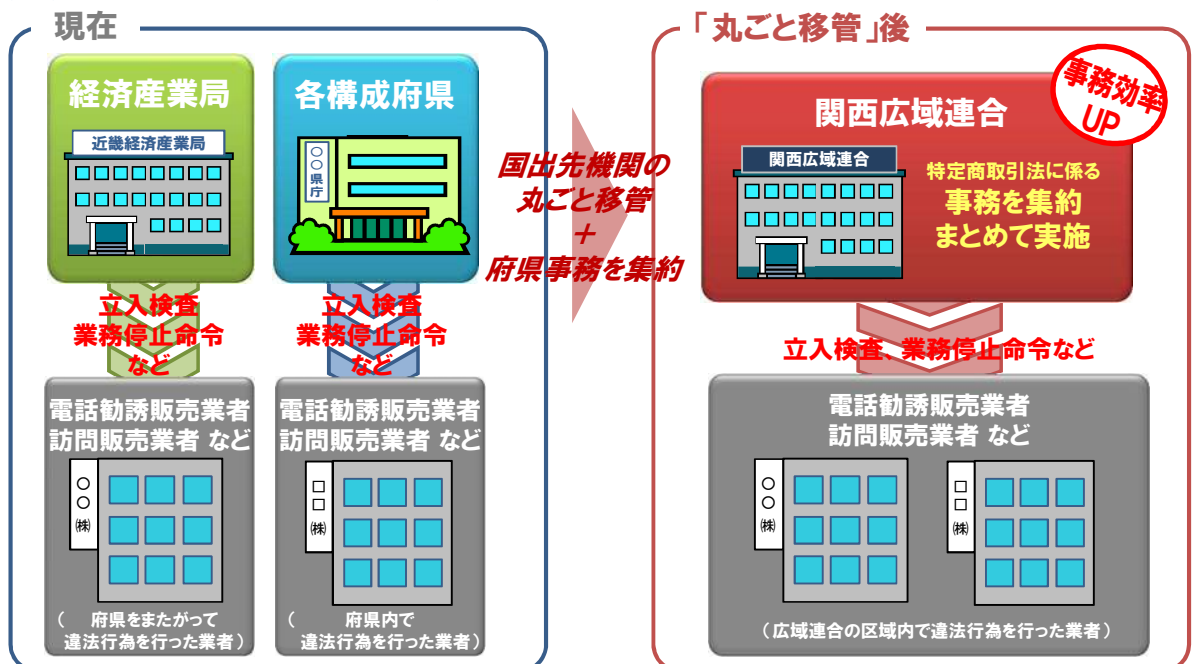
- 事業者や住民などへの啓発業務は、国や府県においてそれぞれ実施している。
- 「丸ごと移管」後、広域連合が一体的に実施することにより事務効率が向上するとともに、事業者や住民に分かりやすい伝達が可能。

※エコスタイルや省エネ・節電などの地球温暖化防止啓発などは既に広域連合でも一部着手

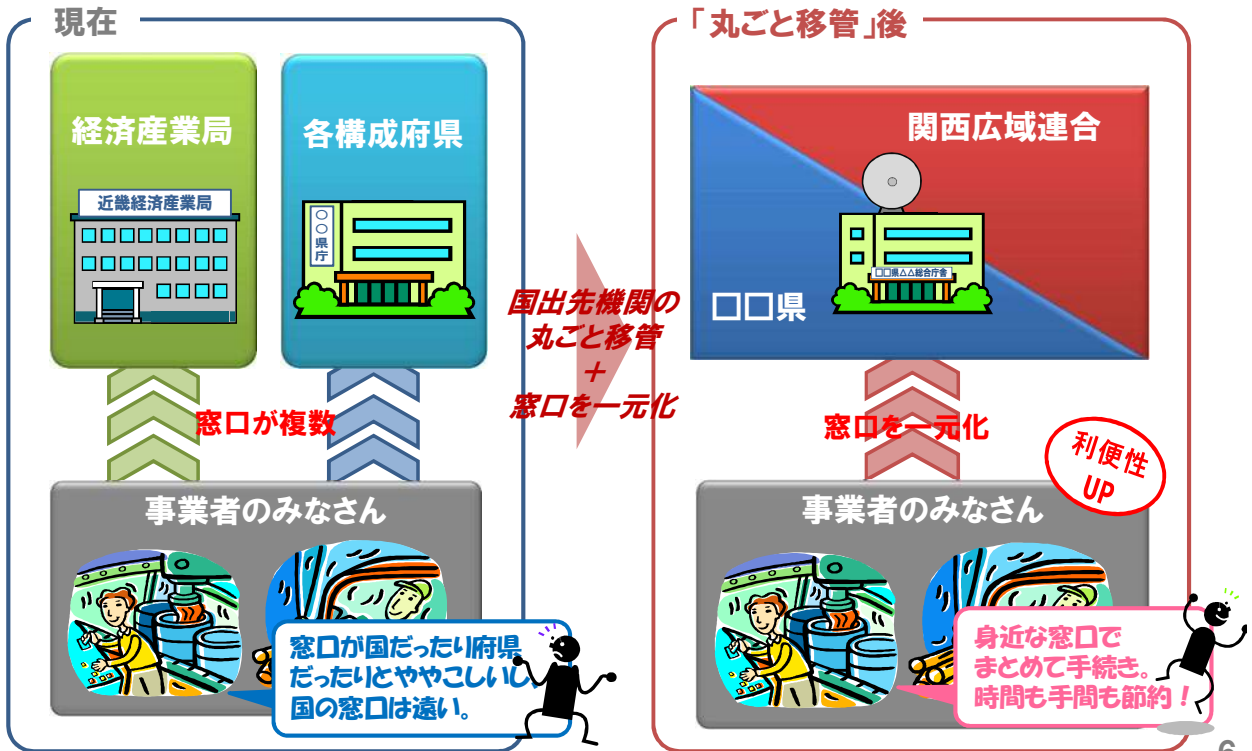


- 事業者等に対する立入検査や業務停止命令などの監督行政について国と府県とで行うものがある。
- 「丸ごと移管」後、広域で実施した方がメリットが高いものについて広域連合に事務を集約し、違法行為等に対し一体的な処分を行うことにより事務効率が向上。また、違反情報やノウハウが蓄積することにより専門性も高まる。

(例)特定商取引法に基づく監督行政など



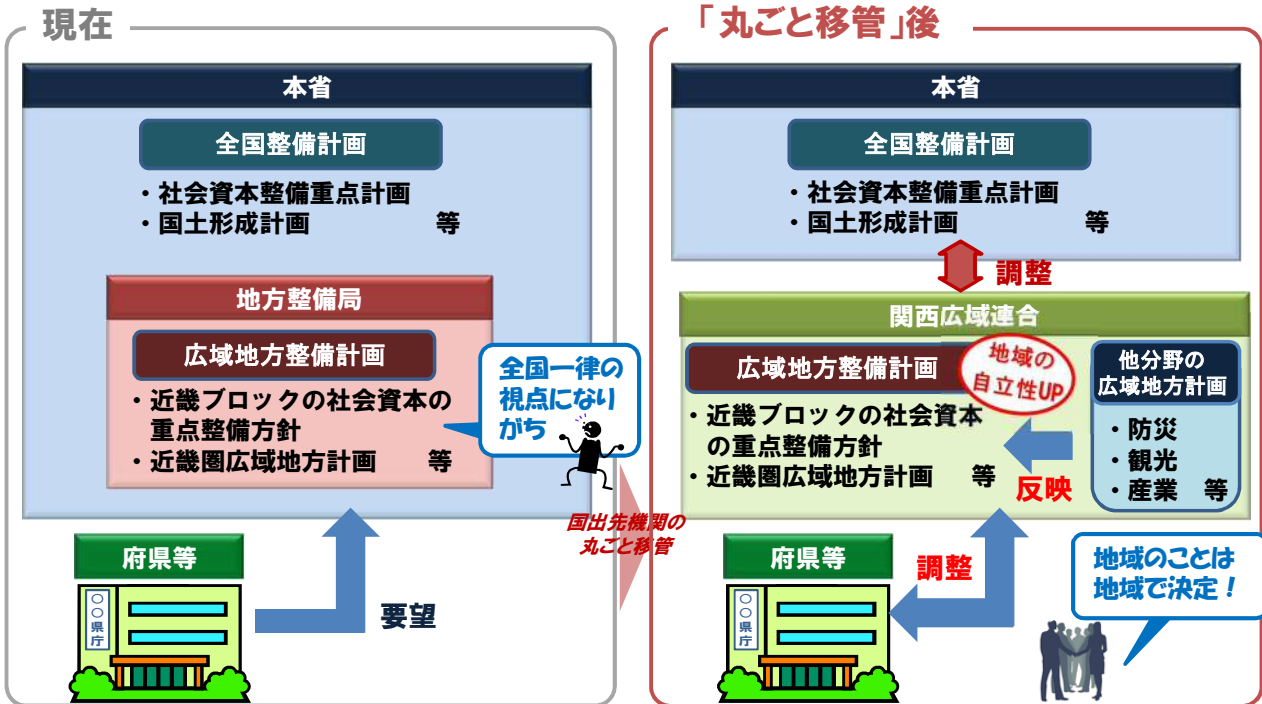
- 補助金や許認可等に係る申請については、国に行くものもあれば府県に行くものもある。
- 「丸ごと移管」後、補助金や許認可等の申請窓口の一元化が可能となる。
- 申請をする民間事業者のみさんの利便性が向上する。※窓口は身近な都道府県に設置



## ② 地方整備局 関連

## 地域ニーズを反映した主体的なインフラ整備の推進① 地方整備局

- 地方に関わる広域的なインフラ整備計画は、国が主体的に策定を行っている。
- 近畿地方整備局が「丸ごと移管」されれば、地方が主体的に広域地方整備計画を企画・立案し、地域ニーズを反映した広域インフラ整備を効率的・効果的に実施することが可能となる。

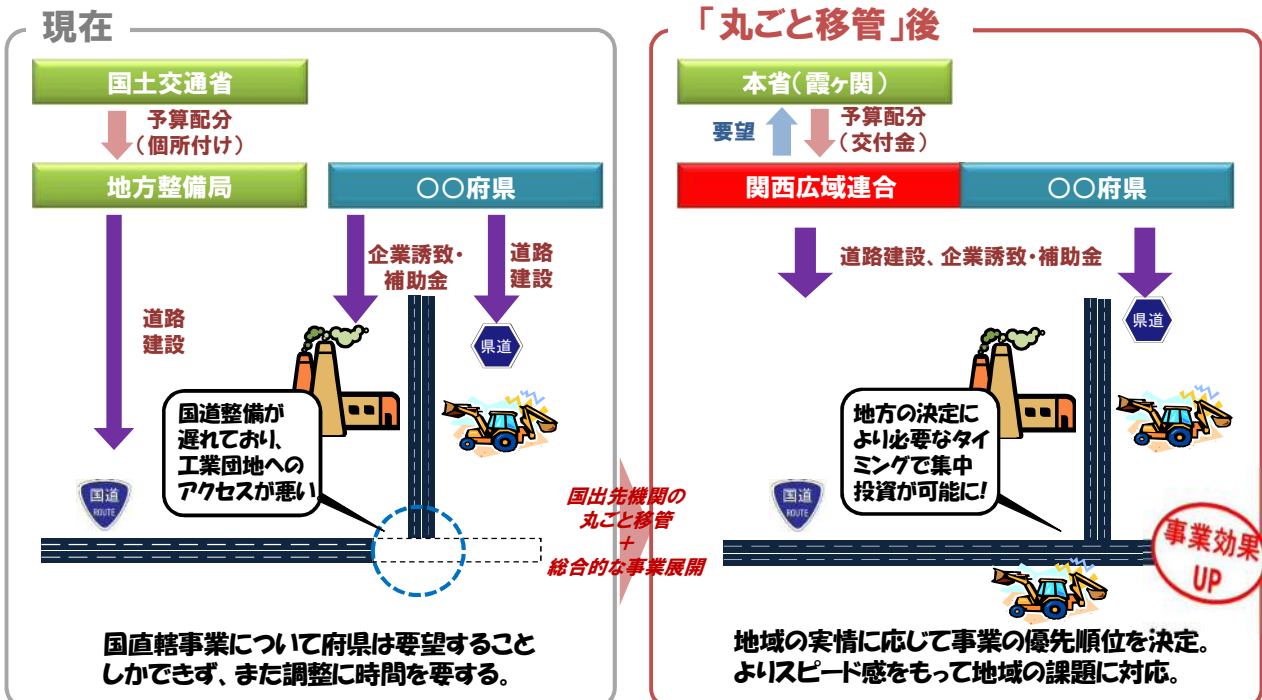


8

## 地域ニーズを反映した主体的なインフラ整備の推進② 地方整備局

- 道路などのインフラ整備について国と地方がそれぞれに事業を実施している。
- 国出先機関が「丸ごと移管」されれば、地方が主体的に事業の優先順位を決定し、より地域の実情に応じた総合的な施策を展開することができる。

(例)道路整備と産業振興施策との連携など

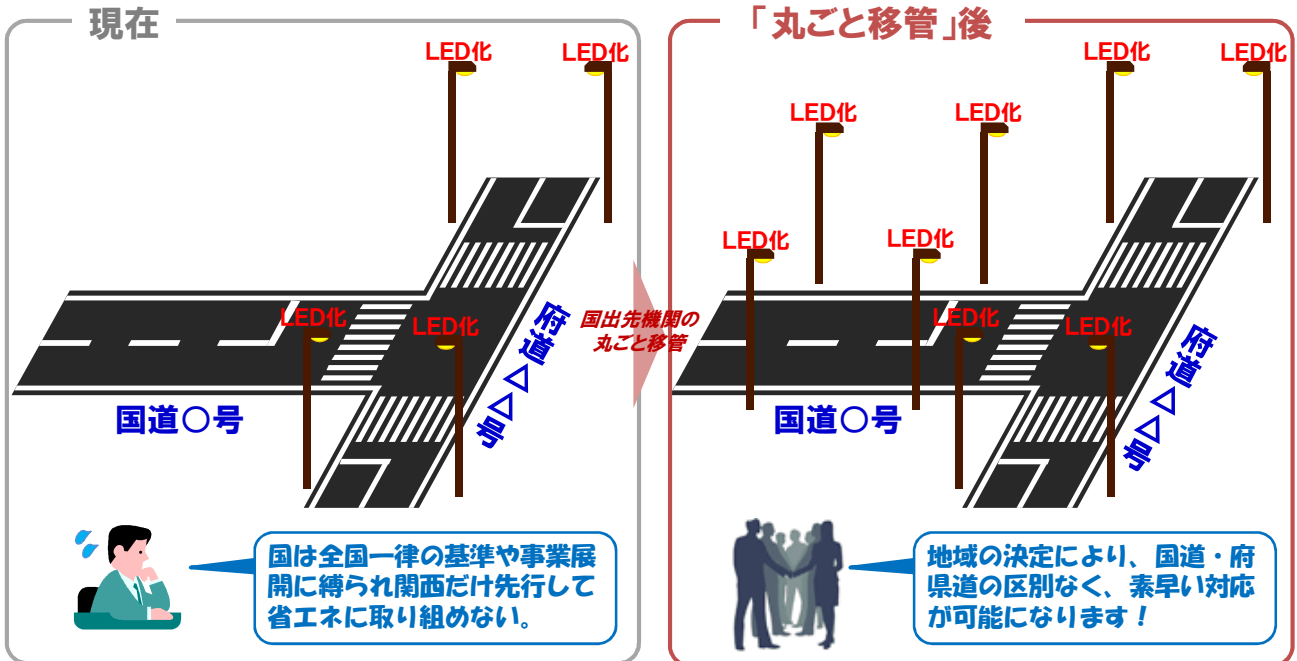


9

## 地域ニーズを反映した主体的なインフラ整備の推進③ 地方整備局

- 国は全国一律の基準や事業展開に縛られ、地域ニーズを迅速に反映しがたい。
- 直轄国道の整備に係る事務・事業が「丸ごと移管」されれば、関西広域連合の発案により、地域のニーズを反映した迅速な事業展開ができる。

(例)道路照明のLED化など

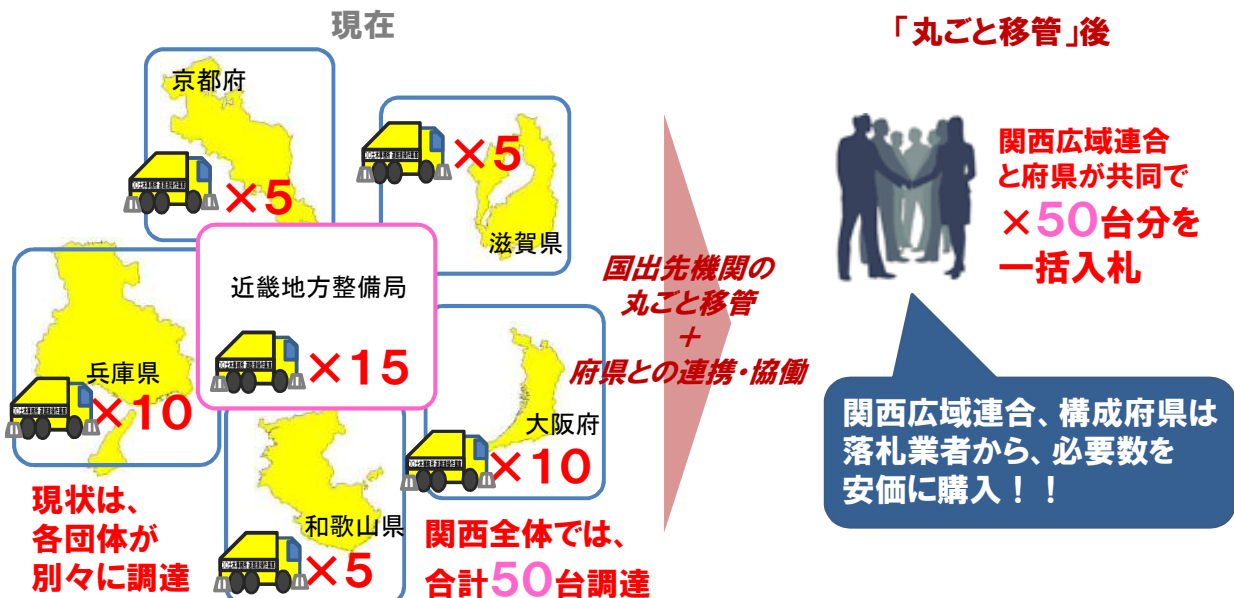


10

## 事務・事業の効率化

## 地方整備局

- 現在は、各団体が同類の物品を別々に調達を行っている。
- 地方整備局を「丸ごと移管」すれば、広域連合・構成府県が共同して、関西全体で統一仕様の物品を調達できる。(調達物品の例：道路清掃車、移動式ポンプ車、道路・トンネル照明など)
- 入札事務を関西広域連合に集約。  
※単価設定を連合で行い、納入業者への発注は広域連合・各府県がそれぞれ実施。
- 重複事務のスリム化とスケールメリットによるコスト縮減が可能。



11

- 一級河川の国直轄区間に係る河川整備計画は国が策定しており、必ずしも十分に民意が反映されているとは言い難い。
- 事務・事業が「丸ごと移管」されれば、河川の国管理・府県管理区間の区分にとらわれず、住民ガバナンスの下で、地方の意向を踏まえた河川整備計画を、地方が自ら責任で策定することができる。

(淀川水系河川整備計画策定時の混乱)

● 淀川水系河川整備計画基礎案(H16.5)・5ダムの方針(H17.7)

- 大戸川ダム凍結(地方整備局による方針)

霞が関の関与(?)で  
揺り戻し

● 淀川水系河川整備計画原案(H19.8)

- 大戸川ダムの復活

関係4府県知事共同意見  
大戸川ダムは现阶段では不要

● 淀川水系河川整備計画(H21.3.31)

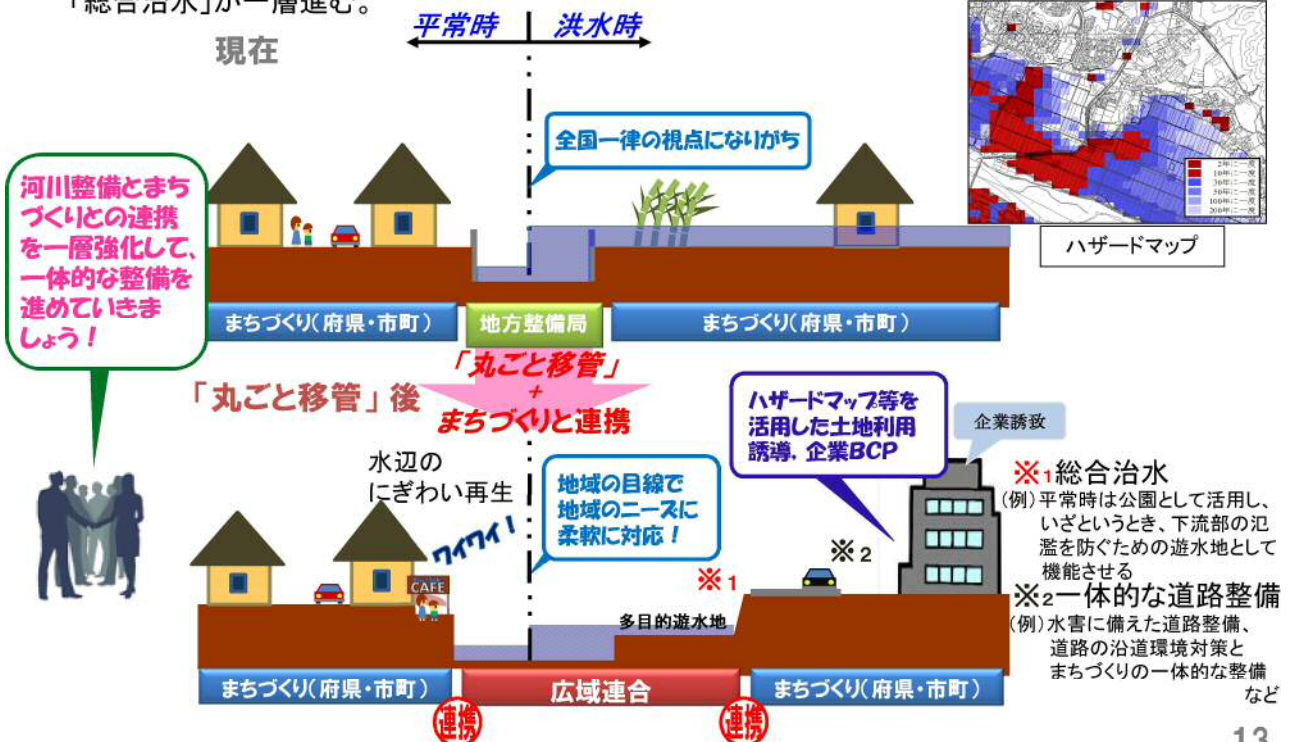
- 大戸川ダムの凍結

「大戸川ダムの一定の治水効果は認めるが、施策の優先順位を考慮すると河川整備計画に位置づける必要はない。」

「計画上に治水専用ダムとして位置するが、当面は実施しない。」

- ・ 近畿地方整備局と淀川水系流域委員会とが意見対立(国の中での対立)。意見対立のまま、府県・市町へ意見照会するなど、**府県民、自治体を翻弄。当初より地方のガバナンスの下で決定していればこのような混乱は生じなかったのではないか。**
- ・ 河川管理など住民の生活に密着する政策については、地方が責任を負うべき。**地方のガバナンスの下で施策の優先順位を決定、流域住民のニーズを適切に政策に反映。**

- 国(直轄河川整備)と地方(その周辺地域のまちづくり)がそれぞれ業務を実施。
- 地方整備局による一級河川の整備に係る事務・権限を「丸ごと移管」することにより、まちづくり行政(ex.都市計画)と河川行政との連携が強化・総合化される。
- 地域ニーズに柔軟に対応することが可能となり、地域の目線による「川を活かしたまちづくり」や「総合治水」が一層進む。



## 道路・河川などの問い合わせ・要望等の窓口の一元化 地方整備局

- 住民のみなさんが、道路や河川などについて問い合わせや要望を行う場合、国管理のものと府県管理のものとで窓口が別々になっており不便。
- 地方整備局が丸ごと移管されれば、道路や河川などに関する窓口も一元化が可能となり、住民の皆さんの利便性が向上。
- 地方で一括して対応することで、よりスムーズな事業の調整・実施が可能に。

### (例)道路が損傷している場合の補修など

**地域住民**

道路が痛んでいるので直してほしいのだが・・・

**現在**

地方整備局  
〇〇国道事務所  
国土交通省△△地方整備局  
〇〇河川国道事務所

県道〇〇号については県に  
言ってください!

国道×号については国に  
言ってください!

窓口が国とか  
県とかややこ  
しい!

**「丸ごと移管」後**

関西広域連合  
〇〇国道事務所

道路の問い合わせ  
をまとめて受付。  
速やかに対応しま  
す!

〇〇県  
△△県事務所

わかりやすく  
便利になっ  
た!

国出先機関の  
丸ごと移管  
+  
窓口一元化

- 住民のみなさんが道の補修の要請をしても窓口をたらい回しになるケースも。

- 道路に関することをまとめて受付、必要な対応は広域連合、構成府県の中で速やかに調整・実施。

14

## 道路・河川などの許認可に係る窓口の一元化 地方整備局

- 道路・河川などの許認可申請を行う場合、国管理のものと府県管理のものとで窓口が別々になっており手続きが煩雑。
- 地方整備局を「丸ごと移管」されれば、道路・河川に係る許認可事務に係る窓口も一元化が可能となり、申請をする地域住民のみなさん、民間事業者のみなさんの利便性が向上。

### (例)道路占有に係る許認可申請など

**地域住民**

光ケーブルを県道・直轄国道にまたがって敷設するときには、府県土木事務所でも国道事務所でも同じような手続きが必要。同じ地域の道路なので、せめて窓口はひとつにしてもらえないか。

**現在**

地方整備局  
〇〇国道事務所  
国土交通省△△地方整備局  
〇〇河川国道事務所

まずは  
国から!

つぎは  
県で!

**「丸ごと移管」後**

関西広域連合  
〇〇国道事務所

道路の許認可に係る  
申請はまとめて  
受け付けます!

〇〇県  
△△県事務所

こちらで  
手続きは  
全てOK!

国出先機関の  
丸ごと移管  
+  
窓口一元化

15



## 治山・砂防の一体的な実施(1)

- 治山行政と砂防行政は目的・方法が一部異なるが、土砂の流出を防止する点では類似。

現在		
	治山	砂防
法律	森林法	砂防法
所管省庁 (出先機関)	林野庁 (森林管理局)	国土交通省 (地方整備局)
場所	保安林内	溪流・扇状地など
目的	水資源かん養、 山地での土砂流出防止	集落等での土砂流出防止
事業内容	植生、下草刈り、間伐、 治山ダムの設置 	流路工事、遊砂地の設置、 砂防えん堤の設置 

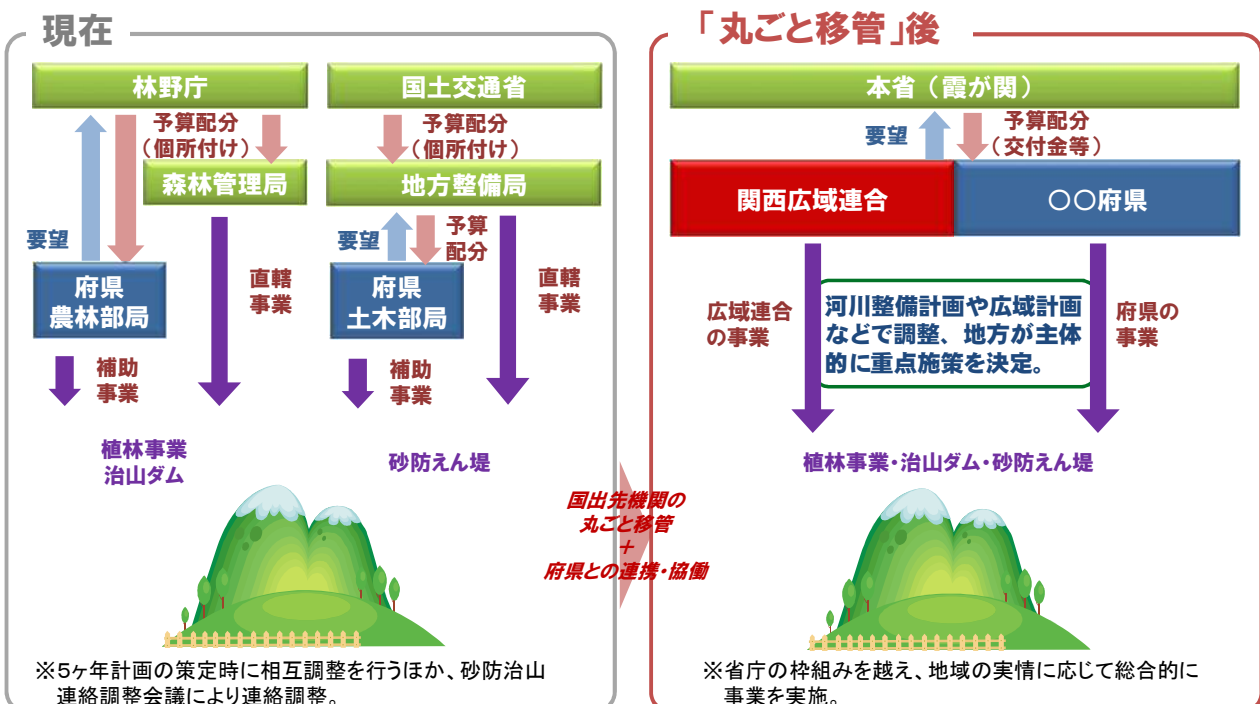
治山ダムと砂防えん堤は似ているけど、所管は違うんだね。



16

## 治山・砂防の一体的な実施(2)

- 国出先機関が「丸ごと移管」されれば、治山行政と砂防行政を一体的に実施することで、予算の最適化が可能になるとともに、総合的な実施により防災面においても相乗効果が期待できる。



17

## ③ 地方環境事務所 関連

18

### 国立公園の一体的な施設整備・維持管理

### 地方環境事務所

- 同じ国立公園内において、国と府県がそれぞれ施設整備・維持管理を実施。
- 地方環境事務所の事務・事業を「丸ごと移管」し、構成府県の維持管理に係る事務・事業を集約すれば、国立公園の特性やニーズにあった施設整備・維持管理を一体的に実施することが可能。



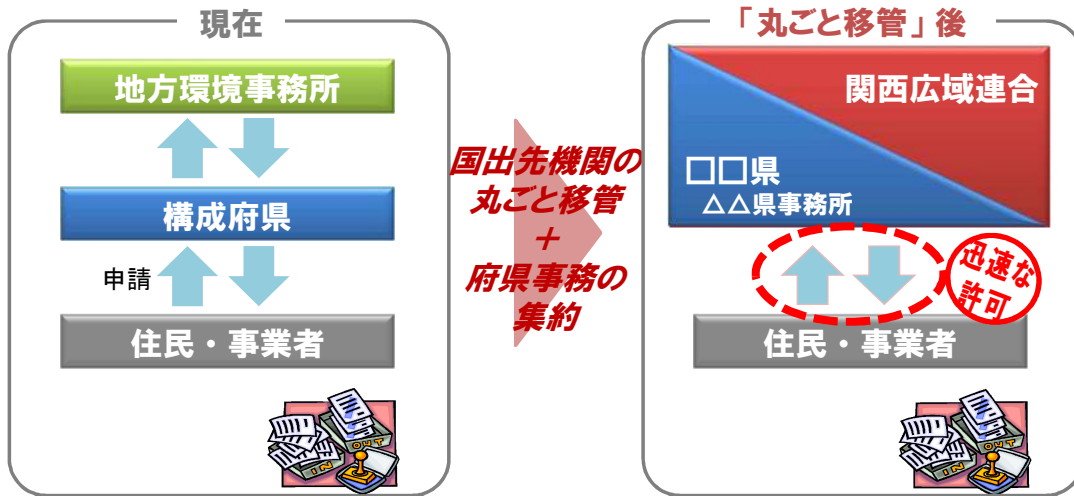
- 国は特に重要な地区や施設の新設・増設等に限定して実施
- 国と県がそれぞれ優先順位を決める縦割り行政

- 施設整備・維持管理を統一的に実施
- それぞれの国立公園の実状に応じて優先順位を決定

※ 委託を受けて都道府県が実施する場合もある。

19

- 国立公園に係る許認可は、国が処理するものと府県が処理するものがあり、国が処理するものについては府県が行うものに比べ処理に時間がかかる。
- 地方環境事務所の事務・事業を広域連合に「丸ごと移管」し、あわせて構成府県の事務・事業も広域連合に集約すれば、国立公園に係る許認可が一体化され、迅速化する。



- 大臣権限は標準処理期間が1～3ヶ月。公園によっては一部が知事権限。

- 標準処理期間1ヶ月以内に迅速化。(現在の知事権限)